

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監7の第5号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 こども青少年局における児童福祉施設等の監理事務

所管所属：こども青少年局

通知日：令和7年6月12日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>児童福祉施設の検査について適正に行われていなかったため改善を求めたもの</p> <p>今回の監査において、こども青少年局が監理する児童福祉施設等に対し、年度ごとに1回以上、実地による検査をしているか確認したところ、助産施設及び児童家庭支援センターには当該検査を行っておらず、児童厚生施設には聞き取りによる検査は行っていたものの、実地による検査は行っていなかった。また、上記施設に関する検査の実施計画を策定しておらず、実地によらない検査とした判断の記録等もなかった。</p> <p>こども青少年局によれば、他の事業で検査等が行われている施設であることなどから、児童福祉施設として通知に基づいた検査を実施していなかったとのことであった。</p> <p>なお、他の事業の検査等の結果記録などの入手もしていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>こども青少年局は、助産施設、児童家庭支援センター及び児童厚生施設の検査について、他の検査結果等を有効に活用する等、効率的な方法も検討した上で、実施方法、確認事項等を定めるなど、法令等に基づき実施する仕組みを構築されたい。</p>	<p>法令等に基づき、助産施設、児童家庭支援センター及び児童厚生施設の検査を実施するよう、令和7年4月1日付け実施計画を策定し、同日付で運用している。</p>	措置済	令和7年4月1日